



税務課だより

問い合わせ
税務課
吾北総合支所住民課
本川総合支所住民課

☎ 893-1118
☎ 867-2300
☎ 869-2112

平成23年度町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 介護保険料申告受付について

平成23年度の申告受付が始まります。
この申告は、平成23年度の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の課税、所得課税証明等の資料となる大切なものです。
申告をしなかった場合は、各種控除が認められず、ご本人に不利なことになりますので、申告書は期間内に提出してください。

◎ **申告受付期間** **2月7日(月)～3月15日(火)(土、日、祝日を除く。)**

◎ **申告受付等** 申告書は、できるだけ申告期間内に郵送するか又は税務課、各総合支所住民課へ提出いただくようご協力をお願いします。

なお、「申告書」及び「申告の手引き」は郵送しますが、申告の必要な方でお手元に届いていない方は税務課、各総合支所住民課、各出張所に備え付けていますのでご利用ください。

◎ **郵送申告について** 収入のない方、又は申告書の書き方について相談の必要がない方は郵送での申告をお勧めします。「申告の手引き」を参考に申告書を作成し、必要書類を添付して返信用封筒(切手貼付不要)で郵送してください。なお申告の際には次の点にご注意ください。

- ①氏名・電話番号は必ず記入し、押印してください。 ※国民年金、国民年金基金の控除を受けられる方は、証明書の添付が必要です。
- ②給与収入、年金収入のある方は必ず源泉徴収票を添付してください。 ※寄附金にかかる税額控除を受ける方は、領収書又は証明書を必ず添付してください。
- ③各種控除を受ける方は領収書や証明書を必ず添付してください。

- ◎ **申告に必要なもの**
- ①印鑑
 - ②所得の算出の基礎となる書類、帳簿、領収書、源泉徴収票
 - ③国民年金、国民年金基金、小規模企業共済等掛金、生命保険、地震保険の支払証明書、医療費等の領収書又は証明書

◎ 注意

- ①生命保険の満期や個人年金による所得があった方は、所得の申告が必要です。
- ②領収書、証明書の提出がない場合は、各種控除が受けられませんので、忘れずにご持参ください。
※社会保険料控除のうち国民年金、国民年金基金については、金額の多少にかかわらず証明書の添付が必要です。
※医療費の控除を受けられる方は、領収書等をあらかじめ計算してご持参ください。
※寄附金にかかる税額控除を受けようとする方は領収書又は証明書の添付が必要です。
- ③申告は、個人単位ですので、同一世帯内に2人以上の申告義務者がいる場合、それぞれ申告をしなければなりません。

ご存じですか？ 被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定し、3色のステッカーで建物の危険度を表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行いますが、余震による2次災害を防ぐため、速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

- 被災度区分判定…建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの
- 住家被害認定…「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの

また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

- 被災宅地危険度判定…地震や降雨等による宅地災害が広範囲に発生した後に、2次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの
※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。

それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいますようお願いいたします。

問い合わせ

- ◆被災建築物応急危険度判定について 高知県 建築指導課 ☎ 823-9891
- ◆被災宅地危険度判定について 高知県 都市計画課 ☎ 823-9849